

## ◎ 手続き

軽自動車等の使用者（所有者）となった場合や廃車、譲渡（下取り）した場合等には、15 日以内に手続きをする必要があります。手続きに必要なものは、福岡県内の標準的なものですので、詳しいことは下記の手続き先にお問い合わせください。

車 種	手 続 き 先	手続きに必要なもの		
		廃 車	名義変更	住所変更
原動機付自転車 (125 cc以下のバイク) 小型特殊自動車	各 市 町 村	(飯塚市の標識) ・標識	電話にて、お問い合わせください。 飯塚市役所 (0948-22-5500 内線 1060)	
軽 自 動 車	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 筑豊支所 仁保 23-68 (☎050-3816-1753)	・車両番号標 2 枚 ・車検証 ・解体報告時の移動報告番号	・車両番号標 2 枚※ ・車検証 ・新使用者の住民票	・車両番号標 2 枚※ ・車検証 ・新使用者の住民票
125 ccを超え 250 cc以下の バイク	九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車 検査登録事務所 仁保 23-39 (☎050-5540-2080)	・車両番号標 1 枚 ・軽自動車届出済証 (管轄内の場合のみ)	・車両番号 1 枚※ ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・新使用者の住民票 又は印鑑証明書	・車両番号標 1 枚※ ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・新使用者の住民票 又は印鑑証明書
二輪の小型自動車 (250 ccを超える バイク)	九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車 検査登録事務所 仁保 23-39 (☎050-5540-2080)	・車両番号標 1 枚 ・車検証	・車両番号標 1 枚※ ・車検証 ・新使用者の住民票	・車両番号標 1 枚※ ・車検証 ・新使用者の住民票

### 備考

※ 車両番号標（ナンバープレート）は、他の地域ナンバーの場合に必要です。

※ 手続きに必要な住民票等は、3 ヶ月以内に交付されたものです。